

岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の  
不正使用の防止等に関する規程

- 第一章 総則（第1条―第3条）
- 第二章 不正行為等防止体制（第4条―第10条）
- 第三章 不正行為等防止対策（第11条―第16条）
- 第四章 不正行為等に関する通報の受付及び関係者の取扱い（第17条―第20条）
- 第五章 通報等事案の調査と不正行為等の認定（第21条―第31条）
- 第六章 雑則（第32条）
- 附 則

## 第一章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日文科科学大臣改正）」に基づき、岐阜県森林研究所（以下「研究所」という。）における研究活動上の不正行為及び競争的研究資金等の不正使用（以下「不正行為等」という。）の防止並びに不正行為等が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「競争的研究資金等」とは、次のものをいう。

- 一 研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金
  - 二 研究者が資金配分機関の研究課題に対して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む）。
- 2 この規程において「研究者等」とは、研究所において研究活動に従事する職員（非常勤である者及び研究支援者を含む）をいう。
- 3 この規定において、「不正行為等」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。
- 一 捏造 存在しないデータ、事実と異なる研究結果等を作成すること。
  - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

四 研究費の不適正な使用 競争的研究資金等を含む研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。

五 その他、論文の二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。）、不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないこと。）、研究成果の漏えい（非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと。）等、研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から甚だしく逸脱したものをいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為等を行ってはならない。

また、他者による不正行為等の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、行動規範である岐阜県職員倫理憲章に基づき、自己の行動について点検を行うとともに、研究所の諸規定、その他関係法令を遵守しなければならない。

3 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を必要に応じて受講しなければならない。

4 研究者等は、第13条に規定するコンプライアンス教育受講の際、受講毎に「研究活動にあたっての誓約書」を提出しなければならない。

5 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第二章 不正行為等防止体制

（最高管理責任者）

第4条 研究所全体を統括し、研究活動における不正行為等の防止について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置き、森林研究所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正行為等の防止への取り組みに関する研究所の方針（以下「取組方針」という。）及び意思決定手続きを定め、周知するとともに、自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行う。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が研究活動の適切な運営・管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為等の防止について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、研究部長のうち上位の者をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策を統括する責任者であり、取組方針に基づき、研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究所の研究活動における不正行為等の防止について実質的な責任と権限を持つものとして、コンプライアンス推進責任者を置き、研究部長（ただし、統括管理責任者を兼ねない）をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるとともに、全ての研究者等に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督し、その実施状況を統括管理責任者に報告する。また、定期的に啓発活動を実施するとともに、研究者等が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(監事)

第7条 監事は、研究所の業務等を監査する者とし、林政部技術総括監をもって充てる。

- 2 監事は、第8条に規定する不正行為等防止対策委員会において不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について研究所全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。
- 3 監事は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び管理調整係長が実施するモニタリングや内部監査等によって明らかになった不正発生原因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(不正行為等防止対策委員会の設置)

第8条 研究所に、研究活動における不正行為等の防止に関する事項を審議するため、不正行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、林政部林政課技術総括監をもって充てる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、下記の者とする。
  - 一 コンプライアンス推進責任者
  - 二 研究所管理調整係長
  - 三 その他、最高管理責任者が必要と認めた場合、通報者及び被通報者と直接の利害

関係を有しない者を委員とすることができる。

- 8 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。
- 10 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(委員会の職務)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究所における不正防止計画に関すること。
- 二 研究所の研究活動における不正行為等の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関すること。
- 三 その他不正行為等の防止に関すること。

(不正行為等防止対策委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究所において処理する。

### 第三章 不正行為等防止対策

(不正防止計画の策定)

- 第11条 委員会は、研究活動における不正行為等を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画を策定するとともに、研究所内外に周知するものとする。
- 2 委員会は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、不正防止計画の内容が不適當又は不十分であると認める場合には、委員会に対し改善を求めるものとする。
  - 4 委員会は、前項の改善を求められた場合はこれを改善し、最高管理責任者に提出するものとする。

(不正防止計画の実施)

第12条 コンプライアンス推進責任者は主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況について、定期的に実施状況報告書(別紙様式1)により最高管理責任者及び委員会に報告するものとする。委員会はコンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画を見直さなければならない。
- 3 前項の報告を受けた委員会は、報告内容が不適當と認められる場合には、コンプライア

ンス推進責任者に対し改善を求めるものとする。

- 4 第2項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないよう、研究活動における適正な運営及び管理を行うものとする。

(コンプライアンス教育及び啓発活動)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、研究者等に経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱いを徹底するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し、研究活動における不正行為等の防止を図る。

- 2 コンプライアンス教育の実施時期は、原則4月及び7月とするほか、必要に応じて複数回開催する。

- 3 コンプライアンス教育は以下の内容から研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

- (1) 具体的事例を参考とした研究所への影響
- (2) 研究所の不正行為等対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- (3) 不正行為等が発覚した場合の懲戒処分
- (4) 自らの弁償責任
- (5) 申請等資格の制限
- (6) 研究費の返還等の措置
- (7) 研究者の基本的責任
- (8) 研究者の行動規範
- (9) 研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術の修得・習熟(研究分野の特性に応じた記録媒体の作成・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間の役割分担・責任関係の明確化)
- (10) その他コンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

- 4 コンプライアンス推進責任者は、実施に際して対象者の受講状況及び理解度について把握する。

- 5 全ての研究者等は、コンプライアンス教育を受講し、受講した研究者等は、受講毎に別紙様式2の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、コンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

- 6 コンプライアンス教育を過去16か月以内に受講しなかった研究者等は、コンプライアンス教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的研究資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わることができない。

- 7 コンプライアンス推進責任者は、職員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて全ての研究者等を対象に啓発活動を四半期に一回以上定期的実施する。

- 8 啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果を共有するとともに、実際に発生し

た不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものとし、随時、見直しを行う。

（完結文書及び研究データの整理、保管、保存及び廃棄）

第14条 完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例によるものとし、公開については、岐阜県情報公開条例に定める例による。

2 実験・観察記録ノート、実験データ並びにその他の研究資料等の研究データは、研究終了後5年間、適切に保存・管理を行う。但し、資金配分機関において5年を超えて保存・管理する旨の指示がある場合にはそれに従うものとする。

（監査）

第15条 研究費の適正な管理のため、監査を実施する。

2 内部監査は、岐阜県監査委員条例に基づく監査及び会計管理者が行う会計事務実地検査とし、監査委員事務局、出納管理課などを内部監査部門とする。また、外部監査として岐阜県外部監査契約に基づく監査の実施対象とする。

3 第2項に規定する内部監査のほか、管理調整係長は会計書類や購入物品等について、年1回の定期的な内部監査を行う。

4 内部監査の監査結果等については、コンプライアス教育等の一環として、研究者等へ周知する。

（モニタリング）

第16条 管理調整係長は、常時、公的研究費の執行に関する確認を行うとともに、この確認によって不正使用が発生する要因をコンプライアス推進責任者に報告する。

2 コンプライアス推進責任者は、公的研究費等の不正使用が発生する要因を分析し、委員会に報告するとともに、委員会と連携し不正が発生するリスクに対して恒常的かつ組織的に牽制機能を働かせるためモニタリングを行う。

3 委員会は、前項の報告を分析し、不正使用が発生するリスクに対して、原則、当年度分の該当する執行案件を全て抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。なお、監査対象は前年度分までの案件を含めることができる。

4 委員会は、リスクアプローチ監査の結果を分析し、必要に応じて不正防止計画を見直すとともに、不正防止計画を見直した場合は、コンプライアス推進責任者はコンプライアス教育で研究者等に周知する。

5 委員会の委員長は、緊急に必要と認める項目については、委員会に諮ることなく、リスクアプローチ監査を実施できるものとする。

## 第四章 不正行為等に関する通報の受付及び関係者の取扱い

(通報窓口の設置)

第17条 研究活動における不正行為等に関する研究所内外からの通報に迅速かつ適切に対応するため管理調整係に通報窓口を置き、窓口責任者を管理調整係長とする。

2 通報窓口では、下記の業務を行う。

(1) 不正行為等に関する通報、相談の受付

(2) 不正行為等に関する通報、相談等提供された情報の整理及び最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への報告

(通報の取扱い)

第18条 不正行為等に関する通報の方法は、申立書(別紙様式3)による書面(ファクシミリ、電子メールを含む)を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 通報は、原則として顕名により行うものとし、被通報者名、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

3 匿名による通報があった場合には、当該通報の内容等を最高管理責任者と協議した上で、必要と認める場合に受理することができる。報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

匿名による通報で、調査結果が出る前に通報者が判明した場合は、通報者に受理した旨を通知するものとする。

4 通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告するとともに、統括管理責任者においては、原則として通報受理の日から20日以内に通報者に対して受理報告書(別紙様式4)により受理したことを通知しなければならない。

5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに林政部林政課長に報告する。

6 通報の是非や手続きについて疑問のある者は、通報窓口に対して相談することができる。

7 通報窓口は、相談の内容を確認し、研究活動に係る不正行為等の疑いに対し相当の理由があると認めた場合は、申立書の提出の意思を確認するものとする。

8 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等が求められているという通報については、その内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

9 最高管理責任者又は統括管理責任者は前項の報告内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

10 当該機関が被通報者の所属する研究機関でないときは、最高管理責任者は被通報者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

(秘密保持)

第19条 通報窓口は、不正行為等に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るために、適切な措置を講じなければならない。

2 通報窓口寄せられた不正行為等に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護等)

第20条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを研究所内外に周知するものとする。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことをのみをもって、被通報者の競争的研究資金等を含む研究費による契約行為を禁止したり、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

## 第五章 通報等事案の調査と不正行為等の認定

(予備調査の実施等)

第21条 第18条第4項に基づく報告を受けた場合、又はその他の理由により必要と認めた場合は、第8条第1項に規定する委員会は速やかに予備調査を行うものとする。報告の内容が公的研究費等の不正使用の場合は、予備調査は行わない。

2 予備調査を行わない場合、最高管理責任者は通報の受付から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し、本調査の要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告する。

3 委員会の委員長は、予備調査の実施に当たって、予備調査チームを設置することができる。

4 予備調査チームの構成は、委員長が指名する複数の者で、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。

5 予備調査チームは、通報等された不正行為等が行われた可能性、通報に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性等について予備調査を行い、その結果を委員会に報告する。

6 予備調査チームは、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

7 予備調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。

8 前項の措置をとる場合には、委員長が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。

9 委員会は、第5項の報告に基づき、原則として通報受理の日から30日以内に予備調査結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。最高管理責任者は報告に基づき、直ちに本調査を行う否かを決定する。

10 最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関及び関係府省庁に対し、調査の要否を通

知するものとする。

- 1 1 第9項において、本調査を行わないと決定した場合、委員長は、その旨を理由とともに通報者に対して別紙様式5により通知しなければならない。また予備調査に係る関係資料等については、予備調査チームが保存し、岐阜県情報公開条例に基づき、研究資金配分機関又は通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 1 2 第9項において、委員長は、本調査を行わない場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。
- 1 3 委員長及び予備調査チームは、予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

(本調査)

- 第22条 本調査については、委員会が行うこととし、研究活動における不正行為等に係る審理及び認定を行うものとする。委員会は、本調査を実施する場合には、原則として本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始することとし、委員長は本調査の実施に当たり本調査チームを設置する。
- 2 委員長は、本調査を行うときは、その旨を通報者及び被通報者に対して別紙様式6により通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。これを受けた通報者及び被通報者は、調査に協力しなければならない。また委員長から報告を受けた最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用に係る調査で調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関に対し、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議するものとする。
  - 3 本調査チームの構成は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない、下記の者とし、その半数以上を外部有識者とする。
    - 一 委員会の委員のうち委員長が指名する者
    - 二 その他委員会が必要と認めた者
    - 三 委員長が指名する外部有識者
  - 4 委員長は調査委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知し、7日以内であれば異議申立てを受け付けるとともに異議申立ての内容が妥当と判断した時は、当該調査委員を交代させるものとする。
  - 5 本調査チームは、次の各号に掲げる事項を行うことにより、不正行為等について、事実の有無、その内容、関与した者及び関与の程度等を調査する。
    - 一 関係者からの聴取
    - 二 関係資料、帳票類、実験試料等の調査
    - 三 再現性の調査
    - 四 被通報者の他の研究活動
    - 五 その他調査に合理的に必要な事項の調査等
  - 6 本調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。

- 7 前項の措置をとる場合には、委員長が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。
- 8 本調査においては、被通報者に書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 9 本調査チームは、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、その必要を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等について、合理的に必要と判断される範囲内において保障するものとする。
- 10 本調査に係る関係資料等については、本調査チームが保存し、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関及び通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 11 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 12 委員会及び本調査チームは、本調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

(認定)

第23条 本調査チームは、調査結果をまとめ、委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額、不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割等について認定を行う。
- 3 委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定することはできない。
- 4 委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責に寄らない理由により、十分な証拠を示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 5 委員会は、不正行為等が行われていなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第24条 委員会の委員長は、前条第2項の認定を行ったときは、認定結果を最高管理責任者に報告するとともに、速やかに通報者、被通報者に対して別紙様式7により通知するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに林政部林政課長に報告するとともに、原則として調査開始後150日以内（公的研究費等の不正使用に係る調査の場合は通報の受付から

210日以内)に、調査結果、不正行為等発生要因、不正行為等に関与した者が関わる他の研究活動における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を取りまとめるとともに、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関及び関係府省庁に報告するものとする。調査が完了しない場合にあつては、調査の中間報告を提出する。なお、報告書に盛り込む事項の例は別紙様式8に示す。

- 3 最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関の求めに応じ、調査が終了していない場合であっても、調査の中間報告を提出するものとする。調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不服申立て)

- 第25条 被通報者は、前条第1項の通知に不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に委員会に対し不服を申立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 委員長は被通報者から不正行為等の認定に係る不服申立てがあつたときは、通報者に通知するとともに、最高管理責任者にその旨を報告する。
- 3 前項の報告を受けた最高責任者は、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、判定結果を当該競争的研究資金等の配分機関及び関係府省庁に報告するものとする。不服の申立ての却下及び再調査開始の決定の報告を受けたときも同様とする。
- 4 不服申立ての審査は、原則として第1項による不服申立ての受理後30日以内に委員会において行う。
- 5 被通報者からの不服申立ての趣旨が、本調査チームの構成等、公正性に係るものであつた場合には、委員会の判断により、本調査チームに代えて委員長が指名した他の者(以下「審査職員」という。)に再調査させることができる。
- 6 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定するものとする。再調査の実施を決定した場合には、委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。この場合において、不服申立てが認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けられないことができる。
- 7 委員会が不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を最高管理責任者に報告し、被通報者及び通報者に通知する。

- 8 委員会が不服申立てに係る事案の再調査を行う決定をしたときは、速やかに本調査チーム又は審査職員に申立てに基づく再調査を指示するとともに、当該決定を最高管理責任者に報告し、被通報者及び通報者に通知する。
- 9 本調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、不服申立てに基づく再調査の結果をまとめ、委員会に報告しなければならない。
- 10 前項の報告を受けた委員会は、速やかにその内容等を審理し、不正行為等の有無について再判定しなければならない。
- 11 委員会の委員長は、前項の判定を最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知する。
- 12 前項の報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的研究資金等の配分機関及び関係府省庁に対し、その旨を報告するものとする。

(通報者の不服申立て)

- 第26条 通報が悪意に基づくものであると判定された通報者（被通報者の不服申立てに係る再調査により認定された者を含む。）は、前条第1項の規定を準用し不服申立てをすることができる。
- 2 前項の不服申立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。ただし、第9項に定める期間は30日とする。

(調査結果の公表)

- 第27条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの報告を受けた場合は、第24条第2項に定める期間経過後、調査結果を公表するものとし、不正行為等が行われなかったとの認定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。また、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為等に関与した者の氏名、不正行為等の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容、本調査チームの氏名及び所属並びに調査の方法、手順等を含むものとする。
  - 3 第21条第12項及び第23条第5項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、最高管理責任者は、判定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。
  - 4 予備調査、本調査中に事案が漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(調査中における一時的措置)

- 第28条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された競争的研究資金等を含む研究費（以下「研究費」という。）の一部又は

全部について執行を停止することができる。

- 2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の研究費の交付等を受けている場合も同様とする。

(認定後の措置)

第29条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、直ちに当該不正行為等に係る研究費の使用の中止を命ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究所に所属する被通報者について、地方公務員法その他関係法令等に基づく対応となることから、林政部林政課長を通して人事課長に報告するほか、当該事案に競争的研究資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、資金配分機関が定める措置に従うものとする。

- 3 最高管理責任者は、研究所に所属する被通報者に対して、不正行為等が行われたと判定された論文等の取下げを勧告するものとする。

- 4 被通報者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

- 5 最高管理責任者は、被認定者が第3項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

- 6 最高管理責任者は、不正行為等が行われたと判定された研究に係る資金の一部又は全部について、資金配分機関等に返還したときは、被通報者に対し、求償することができる。

- 7 最高管理責任者は、不正行為等が行われていなかったと認定された場合は、第28条に規定した執行の停止を解除するものとする。また第21条第7項及び第22条第6項の証拠保全の措置についても同様とする。

- 8 最高管理責任者は、不正行為等が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チームその他この規程に基づき不正行為等の調査等に携わった者等の調査関係者に対して周知する。

- 9 最高管理責任者は、不正行為等が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。

- 10 県に所属する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、最高管理責任者は、地方公務員法その他関係法令等に基づく対応となることから、林政部林政課長を通して人事課長に報告する。

(守秘義務)

第30条 委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チーム及び審査職員その他この規程に基づき不正行為等の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(匿名の通報者への対応)

第31条 第18条第4項、第21条第9項、第22条第2項及び同条第4項、第24条第1項、第25条第5項、同条第7項、同条第8項及び同条第11項に規定する通報者への通知は、通

報者が匿名の場合、これを行わない。

## **第六章 雑則**

(雑則)

第32条 この規程で定めるもののほか、研究活動における不正行為等への対応に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

## 実施状況報告書

年 月 日

統括管理責任者 様

所 属：岐阜県森林研究所

職 名：コンプライアンス推進責任者

氏 名：

岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第12条第2項の規定に基づき、〇〇年度における不正防止計画の実施について、下記のとおり報告します。

## 記

実施項目	実施済	未実施	該当無
① 研究所の研究活動における不正行為等の防止対策を実施し、その実施状況を確認する。 【事例記入欄】			
② コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理する。 【事例記入欄】			
③ 研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、活動状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 【事例記入欄】			
④ 定期的に監査や業務の体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正防止計画を見直す。 【事例記入欄】			
⑤ 不正行為等に係る情報は、統括管理責任者、最高管理責任者に報告する。 【事例記入欄】			
⑥ コンプライアンス推進責任者の役割等をホームページで公表する。 【事例記入欄】			
⑦ 不正行為等の防止への取り組みに関する研究所の方針及び意志決定手続きをホームページで公表する。 【事例記入欄】			
⑧ 研究所内外からの告発等の通報窓口や競争的研究資金等に関する相談窓口を、ホームページで公表し周知を図る。 【事例記入欄】			

\* 上記は、国等の公募型研究開発を含む研究活動全般に関するものとする。

\* 実施項目毎に事例を記入し、該当欄（実施済・未実施・該当無）に○を付す。

## 研究活動にあたっての誓約書

最高管理責任者

岐阜県森林研究所長 様

私は、岐阜県森林研究所（以下「研究所」という。）における研究活動において、その立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、法令及び所内規程等を遵守するとともに、健全な研究活動を保持し、かつ研究活動における下記の不正行為等を為さず、また加担しないことを約束します。その他、他の職員等から不正行為等を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡します。

また、不正行為等を行った場合は、県や配分機関の処分及び法的な責任を負うことに異議はありません。

- 一 捏造 存在しないデータ、事実と異なる研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- 四 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- 五 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと
- 六 研究成果の漏えい 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと
- 七 研究費の不適正な使用 競争的研究資金等を含む研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。

年 月 日

所属

氏名（自署）

## 申立書

申立日： 年 月 日

最高管理責任者  
岐阜県森林研究所長 様

所属：  
職名：  
氏名：  
連絡先：

岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第18条第1項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為等について申立てを行います。

### 記

1. 対象研究者の所属、職名等、氏名  
所属  
職名等  
氏名
2. 不正行為等の種類：（捏造・改ざん・盗用・研究費の不適正な使用の別）
3. 不正行為等の内容
4. 不正行為等の発生時期  
年 月
5. 不正行為等の発生場所
6. 証拠資料
7. 対象資金について（わかる範囲で記入してください。）  
資金配分機関：  
資金名称：  
課題名：  
課題番号：
8. その他参考となる事項（記述は任意とします。）

別紙様式4（第18条第4項関係）

## 受理報告書

年 月 日

○○○○○様

所 属：岐阜県森林研究所

職 名：総括管理責任者

氏 名：

連絡先：

年 月 日に、あなたから受けた通報は、年 月 日付けで研究活動における不正行為等についての通報として受理しましたので、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第18条第4項の規定により、通知します。

別紙様式5（第21条第11項関係）

研究活動における不正行為についての  
通報に基づく本調査について（通知）

年 月 日

○○○○○様

所 属：岐阜県森林研究所  
職 名：不正防止対策委員会委員長  
（総括管理責任者）

氏 名：  
連絡先：

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、下記の理由により本調査を行わないこととしましたので、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第21条第11項の規定により、通知します。

記

本調査を行わない理由

別紙様式6（第22条第2項関係）

研究活動における不正行為についての  
通報に基づく本調査について（通知）

年 月 日

○○○○○様

所 属：岐阜県森林研究所  
職 名：不正防止対策委員会委員長  
（総括管理責任者）

氏 名：

連絡先：

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を行うこととし、年 月 日に着手したので、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第22条第2項の規定により、通知します。

別紙様式7（第24条第1項関係）

研究活動における不正行為についての  
通報事案に係る調査結果について（通知）

年 月 日

〇〇〇〇〇〇様

所 属：岐阜県森林研究所  
職 名：不正防止対策委員会委員長  
（総括管理責任者）  
氏 名：  
連絡先：

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を終了し、その結果を取りまとめましたので、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程第24条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

件 名		
本調査の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> ：通報事実あり <input type="checkbox"/> ：通報事実なし
特記事項		

別紙様式 8 (第 2 4 条第 2 項関係)

調査結果の報告書に盛り込むべき事項 (例)

- 経緯・概要
  - 発覚の時期及び契機 (※「告発」の場合はその内容・時期等)
  - 調査に至った経緯等
  
- 調査
  - 調査体制 (※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)
  - 調査内容
    - ・ 調査期間
    - ・ 調査対象 (※対象者、対照調査活動、対象経費〔競争的研究資金等、基盤的経費〕)
    - ・ 調査方法・手順 (例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒヤリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)
    - ・ 調査委員会の構成 (氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等
  
- 調査の結果 (不正行為等の内容)
  - 認定した不正行為等の種別 (例：捏造、改ざん、盗用等)
  - 不正行為等に係る研究者 (※共謀者を含む。)
    - ①不正行為等に関与したと認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)
    - ②不正行為等があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)
  - 不正行為等が行われた経費・研究課題
    - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
    - ・ 交付決定額又は委託契約額
    - ・ 研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号
    - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号
  - 不正行為等の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること)
    - ・ 動機、背景
    - ・ 手法
    - ・ 内容
    - ・ 不正行為等と認定した研究活動に対して支出された競争的研究資金等の額及びその用途
    - ・ 私的流用の有無
  - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
  
- 調査機関がこれまで行った措置の内容

(例) 競争的研究資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取り下げ勧告等

不正行為等の発生要因と再発防止策

- 不正が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- 発生要因（※被通報者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策

添付書類

(例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受け取り口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等)